

医療事故の隠蔽・放置、病院内変死事件と死後手続きの偽装

～～司法が偽装し、報道が沈黙した前代未聞の未解決事件の記録～～

2010年

8月24日：心筋梗塞発症・カテーテル治療

父・心筋梗塞発症、茨城県取手市にある取手協同病院（現 JA とりで総合医療センター）に救急搬送。カテーテル治療（PCI：経皮的冠動脈形成術）。「無事成功したが、心筋梗塞が重症のため、この後の経過は厳しいかもしれない」と医師説明。術後、担当医師、他の医師と談笑。

8月25日：状態悪化

血圧低下、心拍数上昇。父は意識あり。「かなり厳しい状態」と医師説明。

8月26日：状態悪化・輸血・人工呼吸器使用開始

病院から緊急呼び出し。「厳しくなってきました。積極的な治療を希望しますか？」と医師から打診あり。「もちろん希望します」と返答。貧血になっているとのことで輸血開始（貧血の原因について説明なし）。気管挿管、人工呼吸器装着。

8月27日：重度のショック・危篤状態

病院から緊急呼び出し。午後3時頃、血圧 60/40 mmHg、心拍数 150～160/min。「非常に危険な状態。心筋梗塞が重症のため心臓のポンプ機能が低下し、血圧が維持できない状態。昇圧剤を限度いっぱいまで使用しているが、これで血圧が維持できなければ残された手段がない。今日か明日、お亡くなりになる可能性が高い」という説明。

午後7時頃に再度、見舞いに。父は同様の状態。医師からの説明も同様の内容だった。

8月28日：心タンポナーデに対する心嚢穿刺術施行の事後報告

朝、病院に見舞いに行くと血圧 110/60 mmHg、心拍数 100/min とショック状態から回復していた。担当医師は「夜半頃、心タンポナーデとなっていたため、「心嚢穿刺術」を行った」と事故報告。「その原因は oozing 型心破裂で、回復が難しい絶望的状況」との説明を受ける。「何故、そんな重要な手技を行うのに電話での連絡はなかったのですか？」と聞いたが、医師からは「連絡している時間的余裕がなかったから」という辯護の合わない返答だった。（この時、突如として「心タンポナーデ」という言葉が出現。それまで医師から「心タンポナーデ」という言葉が出なかったことから、「心タンポナーデ」の見落としを疑った。しかしこの時点での追及は控えた（父が少しでも大事に扱ってもらえるようにという配慮から）。

9月5日：鎮静薬 OFF

9月9日：人工呼吸器から離脱したが意識は回復せず。

9月11日：状態悪化、医師への質問「心タンポナーデ見落としでは？」

いつも通り夜に父を見舞う。父の意識は回復していなかった。顔を震わせて苦しそうにしていた。主治医はこの状態を知りながら帰宅したとのことで電話をかけてもらい再度、病院に来て対応していただくこととなった。「8月27日に重篤なショック状態に陥っていたとき、心タンポナーデの言葉が出なかつたのは、心タンポナーデを見落としたからとしか考えられませんが、見落としですか？」とかねてからの疑問を投げかけたが、医師はそれを否定し、「見落としではない」と返答した。「見落としではないの

なら、何故、そんな大事なことを説明してくれなかつたのですか？」と質問すると、「説明する時間がかなつた」、「説明不足」などという辯護の合わない返答に終始した。

9月12日：父死亡、警察官の不審言動、「司法解剖」へ

CT撮影中、心肺停止、心肺停止後も蘇生せずCT撮影を優先。蘇生までに9分間の空白。死亡（急性硬膜下血腫、変死体）。病院側は当初、病理解剖を申し出たが、私たち遺族は司法解剖を希望。司法解剖になるかどうかは警察に検死を依頼して、その結果、事件性の疑いがあるかどうかで判断される。「こちらで警察を呼びましようか？」という病院側の申し出があり、私たち遺族は警察への連絡を病院側に一任（病院側が警察に連絡したことを私たち遺族は確認していない）。「茨城県取手警察署・刑事課長・○○」と名乗る男性（以下「○○刑事」）が病院面談室に入室。「○○刑事」は「私は中立な第三者ですから、病院側に立つわけにもいかないし、あなた方に立つわけにも行かない」と私たち遺族を突き放し「そういうことを素人の私に言われても困ります」と聞く耳を持たず。「あなたは医学生で医学の知識があるならば自分で解剖することもできるでしょう」と発言し「いや私はまだ学生ですしそうな権限もありません」と私が答えると、「だから知識があったとしても資格がないわけだ。だから資格を有する医者にお願いするしかないですよね。分かりますか」と一方的に発言。その後、「検死を行います」とのことと一旦、相談室から出て行き、しばらくして「検死の結果、司法解剖になります」と報告。「つかぬことを伺うようですが、亡くなられたお父様の生命保険の額はどのくらいでしょうか？だいたいで構いませんので、教えていただけますか？」と「○○刑事」は聞いてきました。「100万円くらいだったと思います」とこちら側は事実を答えた（質問の意図は不明）。

午後10時30分頃、病院裏口で父の遺体を見送り。「○○刑事」から「ご家族はご勘弁下さい」と私たちの撤退を促され、そのまま帰宅。その時点で父の遺体は○○刑事と○○病院循環器内科医師数人に囲まれていた。その後の父の遺体の行方については私たち遺族では全く確認していないため何が行われたかは不明。

9月14日：「司法解剖」、偽の死体検案書、警察官が虚偽説明

午後2時前、例の「○○刑事」より自宅に電話。「間もなく司法解剖が終わります。解剖代は5万円になるとのことですので、私が立て替えて、○○先生（法医学教授）から受け取った領収証を持ってご自宅に伺います。それと、お父様は生前、どのようなお仕事をされていましたが、それは現場作業ですか？それともデスクワークですか？」と質問してきました。その時点で質問の意図は分からず、事実をそのまま答えた。

午後4時頃、葬儀屋・○○氏が父の遺体を乗せて自宅に到着。死体検案書は渡されず。父の遺体の前で線香をあげ、大量の涙を流してその場を去った。

午後6時頃、「○○刑事」が自宅を訪問し、「司法解剖が行われ、私も立ち会った」と報告。

「死体検案書」を手渡し、「○○先生（法医学教授）に書いてもらった」と発言。

この死体検案書はコピー・A4サイズで、左側にあるはずの死亡届の記入欄がなかった。

○○刑事は「これを役場に持つて火葬の手続き、除籍の手続き、埋葬の許可などができます」と説明。

法医学教授から預かったという解剖代5万円の領収証を私たちに渡し、私たちは5万円を支払った。

「司法解剖の結果、医療事故の明らかな所見は出なかった。不適切な医療行為があったかどうかは不明だが少なくとも解剖所見では出ていない。死因はDIC（播種性血管内凝固）による出血傾向」と説明。

「我々ができるのはここまでです。不明点、質問点などがあれば、病院に聞いて下さい」と言い残してその場を去った。

この警察官はパトカーではなく私用車で訪問し、警察手帳は提示しなかった。

9月15日 通夜

9月16日 告別式（火葬）

9月17日～ 録音文字化・事件資料作成など

10月1日 ユーカリ総合法律事務所訪問（1回目）F弁護士、H弁護士

私たちは事実経過を詳しく説明したが、弁護士は首を傾げるばかり。「心タンポナーデにちゃんと心嚢穿刺をしたではないか」と「医師が患者を殺した、とあなたたちは言うが、そんなリスクが高いことをするわけがない」と病院側を擁護。私たちはその根拠について説明したが弁護士はそれを無視。

「医者が患者を殺した」、「警察が病院をかばっている」など、あり得ない。あなたたちは頭がおかしい。心証が悪くなる、と私たち被害者を叱責。さらに「書いて下さい」とお願いして書いてもらった説明資料など、証拠にならない、「情報にアクセスしにくい司法解剖にしたのが致命的な判断ミス」、「殺意を証明するのは難しい。殺傷事件もナイフを指す角度で殺意があるかどうか変わる」など、弁護士の言葉の攻撃に私たち遺族は傷つけられた。

証拠保全を希望したが弁護士は拒否。「病院に任意開示請求をしたが拒否された場合」、「医師がカルテ改ざんの常習犯であることが疑われる場合」でなければ実務上、証拠保全はできない、と説明。

「病院に任意開示請求をして下さい。それが断られれば、証拠保全を検討します」と弁護士は説明した。

その後、医療裁判の書籍を買い込んで勉強。証拠保全の条件について、F弁護士が提示した2つの条件の記載はなく、虚偽説明が疑われた。

10月21日 ユーカリ総合法律事務所訪問（2回目）F弁護士、H弁護士

「医療裁判の本を色々読んで勉強しましたが、証拠保全の実施条件として、先生が仰ったような内容の記載はありませんでした。いえ、私は別に先生たちの仰っていることを否定するつもりは全くなく、とにかく証拠保全を先生たちにお願いしたい、ただそれだけです。どうかよろしくお願ひします」と私たち遺族は頭を下げた。

「できないものはできないので、お願いされても困ります。」と断固拒否された。

私たちは弁護士たちがまだこの事件の内容を理解できていないだけだと考え、繰り返し説明し、証拠保全、刑事告訴をお願いしたが、「私たちにできることは何もありません。もうここには二度と来ないで下さい」と突き返された。

その後、〇〇研究会（医療事故の弁護士団体）に郵送で相談を申し込み。

今回の弁護士への相談を通して、「医師が患者を殺害した」という説明の仕方をすると、弁護士が私たち遺族の説明の信憑性を疑うリスクがあり、話を聞いてくれなくなる可能性がある」という考え方へ変わり、今後は「医師が患者を殺害した」「心タンポナーデであることを知っていて放置した」という言

い方ではなく「心タンポナーデを見落とした」という説明の仕方に変えることとした。

11月9日 田村町総合法律事務所（「W弁護士」・「I弁護士」）訪問。

この日は私が臨床実習のため同伴できず母と弟の2人で訪問。事後検証のため録音。

事件概要について説明したが、弁護士はその件に関しては無反応だった。「私は心筋梗塞の患者に対するカテーテル（PCI）治療で冠動脈の偽腔内に迷入した状態でバルーンを拡張した結果、冠動脈が穿破して心タンポナーデとなって死亡したという医療事故の訴訟を担当して勝訴に導いたことがあります」と説明していた。医療訴訟としても父の医療事故と分野が非常に近く、W弁護士はその分野に関する専門知識も持っていると考えられるため、これは理想的な巡り合わせと思われた。

私たちが刑事告訴をお願いしたいと希望を伝えると、「そのためにもまずは証拠です。証拠を入手して分析する必要があります」とのことだった。「それでは証拠保全をお願いしたいです」と私たち遺族が希望すると、前回のユーカリ総合法律事務所のF弁護士・H弁護士の場合と異なり、すんなり了承が得られた。既に受任契約書が準備されていた。

W弁護士は「今、告訴状を出している案件も複数あります。なかなか警察が動いてくれなくて催促していたりするのですが」とも話していました。それなら将来的には刑事告訴もしてくれそうだと、私たちはW弁護士との出会いに運命的なものを感じました。

「ただお父様の心筋梗塞の場所は左冠動脈の前下行枝という一番重要な血管の一番根元の部分のようですから、ここが詰まってしまうと、いずれにしても重症になってしまって、医療事故の結果死亡したという結論を持って行くのは難しいかもしれません。医療裁判というのは医療事故が起こったという証明と、その医療事故と死亡との因果関係の2つが立証出来て、初めて勝訴となります。一般的に遺族側の原告の勝訴率は20%～30%程度と、難しい裁判です」とW弁護士は説明していた。

「まず証拠保全をして、その証拠を協力医に分析してもらうことになります。その結果、医療事故が疑われて裁判に持ち込めそうであれば、裁判になりますが、契約は証拠保全と協力医への依頼までとします」とのことだった。

私もその話を聞いて、「冠動脈に対するPCIの医療事故の裁判の経験があり、刑事告訴も検討してくれる」という、私たちにとって理想的な弁護士に当たったという幸運が嬉しかった。あまりに幸運すぎて逆にこれは「作られた幸運」なのではないか、つまり偶然ではなく必然ではないか、と疑う発想がその時の私たちにはなかった。

自宅のPCでこの弁護士の名前を検索したが、顔が分かる写真は1枚も出てこなかった。

この弁護士の名前と「冠動脈、偽腔、バルーン、拡張、医療事故（過誤）、裁判」というキーワードの組み合わせを色々変えて検索したが、検索にはからなかった。

私はこの現象の理由を「自分のプライバシーを守るために、あまり素性を明かさずに活動しているのだろう」と解釈した。

その後、証拠保全ではなく任意開示請求を促すメールがI弁護士より届いた。理由として「電子カルテは改ざんできないこと」、「司法解剖が行われたことから、警察は病院から医療記録を押収しているはず

であり、現時点で医療記録は警察にあり、病院にはない可能性が高いこと」、「その場合、無駄な費用や労力がかかってしまうこと」を挙げていた。私たちは「金銭的な無駄は問題にしません。1つ1つ確実にやっていきたいので、任意開示請求ではなく証拠保全をお願いします」と返答した。

11月16日：代理人弁護士、担当警察官に問い合わせ

「病院から医療記録を押収したかどうかを問い合わせたいので、担当の警察官の名刺など連絡先が分かるものがあれば送ってほしい」というメールが届き、私は取手警察署・○○刑事（肩書は警部）の名刺をスキャンしてメールで送った。

「I弁護士」が「取手警察署○○警部」に対して、「病院から医療記録を押収したかどうかを問い合わせたところ、押収していないというようなニュアンスのことを言っていて、はっきりしないため、事実を確認する目的で取手警察署に直接伺って、○○警部から話を聞いてきます」とメールで報告。事実確認目的に取手警察署・○○警部を訪問することとなった。

11月30日：代理人弁護士、担当警察官と自宅（実家）を訪問

「I弁護士」が「○○警察署・○○刑事」を訪問したと報告。さらに私たちの自宅を訪問し母が対応（上司のW弁護士は体調不良とのことで同行しなかった）。母の再三の説明に対して、I弁護士は沈黙を貫いていた（録音あり）。母が言うには「石のように押し黙り、「うん」とも「すん」とも言わなかつた」。

12月～ しばらく放置される

12月23日～ 弁護士、レセプト入手妨害

弁護士から「証拠保全」申立書・陳述書の原案が届く。「検証物目録」（証拠保全で入手したい資料一覧）に「2010年9月分レセプト」を追加したところ、「レセプトの開示請求権は判例上、遺族には認められない」と弁護士からコメントがあり削除された（レセプト入手妨害）。

12月27日

「証拠保全」申立書・陳述書を裁判所（水戸地裁竜ヶ崎支部）に送付した旨、「I弁護士」から報告を受けた。

2011年

1月11日：代理人弁護士・裁判官と面接したと報告

W弁護士、I弁護士が裁判所（水戸地裁竜ヶ崎支部）を訪問し裁判官との面接を受け、証拠保全実施が決定したと報告。

I弁護士からのメールの中に「原則として証拠保全で遺族の参加は認められないが、3人で参加したいというご遺族の思いを裁判官に伝えたところ、1人だけ参加が認められることになった。参加する場合、長男様（私）に参加していただきたい」というコメントがあった。しかし私はその日、遠方の病院に学生実習に行く予定となっており、参加することができないことが決定していた。

この日は母と弟の2人で乗り込めば、2人とも参加が認められる可能性があるのではないか、とその可

能性に期待していた。

2月8日：取手協同病院にて「証拠保全」実施。録音記録あり

この日は母と弟の2人で乗り込み、開始前の待ち時間、裁判官と思しき人に「遺族側から2人で参加してよいですか？」と確認すると、すんなり許可が出て、その様子を見ていたI弁護士が慌てているように見えたということだった。

証拠保全開始前、PCI画像やCT、レントゲン、心エコーなどは「任意で開示されたため、証拠保全申し立てを取り下げます」と裁判官が発言。代理人弁護士は沈黙。遺族はその意味が分からず沈黙。証拠能力低下を意図したものと考えられる。

弟が心電図、心エコーの提出を求めたが、W弁護士が「そういうことはここでは言わないで」と妨害。

Y病棟看護師長が「これは病棟日誌です」と差し出すと、弁護士は「それは要らない」と発言し入手を妨害。

事故調査報告書の項目を残した状態で裁判官が終了させようとしたが、弟が「事故調査報告書」が残っていることを指摘。それに対して病院・リスクマネージャーは「我々は本件を事故とは認識していない」、「事故調査委員会は立ち上げていない」と発言。「病院長に報告するために作成した」という事実経過報告書を入手。

またこの場には一言も発せず微動だにしない不審な男性が1人座っていたとのこと（出頭した当事者等に名前の記載なし）。

遺族側で証拠保全に参加したのは母と弟だが、「出頭した当事者等」の申立人の記載は母と私になっており、記載内容と事実の不一致がある。

AIの分析の結果、この倉庫保全手続きは偽装された「証拠保全もどき」の可能性が高いとのこと。

2月11日、22日：医療記録第1弾到着

医療記録第1弾（証拠保全申し立てを取り下げられた画像データ等）がW弁護士、I弁護士より届く。私たちで分析開始。

PCI動画で左冠動脈前下行枝を穿孔した証拠、左冠動脈入口部閉塞・解離の所見を発見。

心タンポナーデの放置に伴うショックで入院3日目の採血で重度のショック肝、ショック腎に至っており回復不能となった事実が医療記録から確定。貧血の進行から心嚢以外への出血（胸腔など）への出血の疑い（8月分レセプロには心嚢水ではなく胸水の記載）

PCI事故→心タンポナーデ・緊張性血胸→ショック肝・ショック腎・低酸素脳症・急性硬膜下血腫（頭部打撲）→死亡。という一連の流れを立証。

両弁護士にメールで伝えたが、完全無視。

3月4日～9日：改ざんの決定的証拠をめぐり弁護士とトラブル

父の医療記録を他の患者名を装って記載した、改ざんの決定的証拠を発見。全く同じタイミングで「この記録は他の患者のものであり、シュレッダーで厳重に破棄して下さい」と裁判官より依頼があった旨、I弁護士よりメールが届く。「これこそ証拠改ざんの決定的証拠であり裁判官に伝えてほしい」と私たちには依頼したが、I弁護士は「伝えない」の一点張りであった。このように「伝えてほしい」、「いや

伝えない」のやり取りが続き、メールでトラブルとなった。入手した証拠を元に分析した結果、医療事故の決定的証拠が多数見つかり、私たちの分析結果について W 弁護士・I 弁護士にメールで何度も話したが、それには全く反応せず完全無視。

3月 11 日～ 手続き中断

東日本大震災にて「証拠保全」後手続き一時中断（以後しばらく放置される）

4月 1 日 病院名改名：取手協同病院 → JA とりで総合医療センター

4月 4 日 「証拠保全」後手続き再開

4月 22 日 医療記録第 2 弹が弁護士より届く

当時、医学生であった私の分析結果の概要は次の通りであった。

「当初の PCI で致命的な事故が多発し、血胸に至った。救命のためには開胸手術が必要であったが、医師らは医療事故について説明せず心臓血管外科への搬送も行わず看取りに誘導し、その必然的結果として致死的状態となり死に至った。最後は頭部 CT で急性硬膜下血腫が認められ、何者かによる殴打の可能性がある」

弁護士にメールでこのことを伝えたが、W 弁護士・I 弁護士は完全無視。「私たちの話を聞いていますか」の問い合わせにも無視。

4月 25 日：取手警察署・○○刑事課長訪問報告書

2010 年 11 月 30 日に I 弁護士が取手警察署・○○警部を訪問した際の報告は口頭のみであったため、それを改めて正式な報告書として作成してほしい、と私たちが両弁護士に依頼した。報告書がメールで送付された。内容は「筑波大学にて司法解剖が行われた」、「医療事故の明らかな所見は認められなかつた」、「死因は DIC（播種性血管内凝固）の疑い」、「医療の適正については不明」、「広範囲の心筋梗塞が認められる」、「肺や前立腺に腫瘍が認められる」、「刑事事件としては消極的に考えている」という内容。事実に反する内容ばかりであった。

5月 5 日：死体検案書の筆跡に関する発見

「死体検案書」の筆跡が取手協同病院・T 医師のものと酷似しているという事実を発見。

5月 15 日：弁護士解任の意思表示

W 弁護士・I 弁護士に解任の意思をメールで伝えた。

5月 16 日：弁護士解任

弁護士、解任承諾し、「病院へ辞任通知を出す」と私たちにメールで報告。

5月 23 日～6月 3 日：法医学実習

長男、○○大学医学部 6 年生実習にて法医学実習。

5月24日：司法解剖を行ったとされる法医学○○教授の虚偽発言

法医学教室○○教授と本件について話し合い。「この「死体検案書」は確かに自分が書いた」、「ここで自分が司法解剖した」、「医療事故の所見は出なかった」と発言をした。

また医療記録（PCI、胸部CT）の記録から血胸があったと考えられ、「血胸はありましたか？」と○○教授に質問したところ、教授は一度相談室を出て行き、しばらくして戻り「血胸はなかった」と返答した。事後検証の結果、これらの発言内容は虚偽と判明。

5月29日：国内主要新聞社への調査・取材依頼・反応なし

朝日新聞社・告発フォームに事件概要を記入し送信。その他、毎日新聞、読売新聞にも同様の内容のメールを送ったが返信なし。

次の手段として、医療問題弁護団に郵送で相談申し込み。担当弁護士が要町法律事務所H弁護士、A弁護士（セントラル総合法律事務所）に決定。H弁護士からの依頼で、医療記録一式を事前に送付した。

6月10日：要町法律事務所・H弁護士訪問

要町法律事務所へ訪問（H弁護士、A弁護士（セントラル総合法律事務所））。この日も私は臨床実習があったため、母と弟の2人で訪問。録音記録あり。PCI画像を分析した結果、冠動脈穿孔が複数あったこと、救命のためには開胸手術が必要であったが、そのような対応を取らなかったこと、PCI中の使用放射線量が10Gyと人体に深刻な影響を及ぼす量であったこと、主治医が後期研修2年目の若手医師だったことなど、この医療問題のひどさについて数々の点を鋭く指摘したが、「死体検案書」捏造は「ありえない」と頭ごなしに否定。事件の性質は刑事事件であることは明らかで、私たちは刑事告訴を希望したが、H弁護士は断固拒否。「受任するのであれば民事訴訟のみ」とのこと。その点が不満であったが、この事件の問題の深さを認識してくれた初めての弁護士であり、私たち遺族は契約書に渋々サインした。

6月12日：委任契約を破棄

他の医療記録一式を弁護士に送付する手続きしたが、その後、やはり刑事告訴に方針を切り替え郵送ストップ。

6月14日：刑事告訴の希望は受け入れられず終了

この事件は刑事告訴でなければ全面的解決が不可能である理由をH弁護士に詳しく説明し、改めて刑事告訴を依頼するメールを送ったが、弁護士からは「後に詳しく分析した結果、損傷部位にステントを留置するなど治療が行われた可能性がある。職業倫理上、医師を刑事告訴することはできない」と私たちの要求を退けた。私たちは返信を送らず、これで弁護士との関係は完全に切れたと考えた。

6月24日：「協力医」＝取手協同病院・循環器内科医師を見破る

「○○弁護士」からメールが届く。

「協力医の見解」と称してコメントが送られてきた。「冠動脈穿孔や大動脈穿孔が起こっていれば短時間

で死亡に至るはずだが、そうなっていないので否定的。またそのようなことがあれば解剖で指摘されているはず。CKが極めて高く、重症の心筋壊死が起こっていたと考えられる。(9月12日の) CTで認められた)硬膜下血腫の原因は、(8月24日の)PCIで使用したヘパリンによるもの可能性がある。心タンポナーデは死亡には影響していない」と医学的に的外れのコメントが送られてきた。

またこの「協力医」のコメントの中に、取手協同病院で父を担当した医師でなければ絶対に知り得ない情報が含まれたコメントが送られてきた。

このことを含め、「協力医の見解」の矛盾点についてH弁護士に質問を送ったが、返信・回答はなかった。

※返答に窮すると沈黙するのが、この事件の相手側の反応の共通点。

7月25日頃：調査・取材を郵便で依頼・反応なし

新潮45に郵便で調査・取材依頼を申し込んだが反応なし。

7月31日：調査・取材をメールで依頼・反応なし

毎日新聞社に調査・取材依頼のメールを送ったが反応なし。

8月2日：調査・取材を郵便で依頼・反応なし

文芸春秋に郵便で取材依頼を申し込んだが反応なし。

※マスコミが私たちの取材依頼を完全無視する原因について、しばらく考え込む。

「遺族の素性を明記するためのプロフィールを盛り込む」、「我々遺族は既に膨大な証拠を所有しており、記載事項が思い込みではなく、その膨大な証拠から客観的に導きだされた事実であることを強調する」、「遺族は既に八方ふさがりであり、解決のためには貴社のお力が是非とも必要」など、困っていることを伝える」、「情に訴える」などを、次の対策として考えた。

8月21日：国内主要新聞社に調査・取材をメールで依頼

朝日新聞社、毎日新聞社、読売新聞社へ調査・取材依頼のメールを送付。

8月22日：読売新聞社より反応あり

「読売新聞社水戸支局・T記者」と名乗る男性から、母の事務所に連絡あり。私が自宅から折り返したところ「是非、話を聞きたい、記事にしたい」旨、返事を受けた。取材日程は9月4日に決定。私たちはT記者についてもインターネットで検索したが、顔が分かる写真・画像は1枚も発見できなかった。

9月4日：読売新聞社水戸支局・T記者を名乗る男性が自宅を訪問

「読売新聞社水戸支局・T記者」と名乗る人物が1人で私たちの自宅を訪問。母と弟と私の3人で対応。膨大な1次資料・2次資料を提示し、事件の概要を説明したところ、T記者からは特に質問は出なかった。「刑事告訴できるだけの資料だと思う。是非、記事にしたい。ただこれから（東日本大震災の）福島原発の取材に出かけるので、しばらく連絡が取れなくなる。進捗状況について、9月中に一

度、連絡する」と述べ、大量の資料を持ち帰った。

この間、T記者はしきりに他社の動向を気にしていました。「他社にはまだ調査・取材の依頼はしていないですか？」と何度も聞かれたが、「していないです」と事実を答えた。

「国家権力に接触すると妨害されてしまうと思うので、絶対に接触しないでほしい」と私たちは念を押した。

私たちはT記者からの連絡を待っていたが、9月中に連絡はなかった（口約束を破る）。

10月1日：T記者にメールで進捗状況を打診

10月2日：T記者からの返信・無反応

T記者がメールで「当局とは接触していない、申し訳ない」と発言。その後、再度の打ち合わせをお願いしたが反応なし。

10月26日：T記者、この日を最後に音信不通

T記者から、「今後の予定がまだ決まっていないため取材日程は予定が決まり次第となる旨、連絡あり。その後、音信が途絶えた。返信の催促をしても完全無視。読売新聞本社に事実関係確認依頼のメールを出したが返信はなかった。

T記者は私たちの偵察（他社への取材依頼がないこと、私たちの本事件に対する認識の確認）、証拠収集（但し全てコピーのため、失った証拠なし）、告発阻止・時間稼ぎの役割を果たした。

これまでの弁護士が刑事告訴を拒否していたのは、刑事告訴の経験に乏しいからではないかと考えた。そこで次は、刑事事件が得意な弁護士に相談することとした。元検事の弁護士をデータベースで検索して、ヒットした弁護士のうち、東京地検で実務経験を持つN弁護士を選んだ。

11月14日：元検事の弁護士に相談申し込み

元検事・N弁護士に法律相談を申し込む。「刑事告訴はまず無理と考えられますので、受任するとしても民事となります。但し民事であるとしても客観的な証拠が必要です（第3者的な証人がいるかどうかという点も含みます）。」など相手側の肩を持つ内容のメール。最初の反応から、今回あまり期待できなさそうな印象であった。

相談日は12月10日に決定。

12月10日：元検事・N弁護士訪問1回目

N弁護士と相談1回目。母と弟と私の3人で訪問。父の経過と事件の概要について説明。特に強調したのは死体検案書の偽造。その死体検案書を提示し、「この死体検案書は、初めからコピーでした。これはおかしいですよね」と話すと、「おかしくないです」といきなり否定された。「これは警察が記載するもので通常、遺族には渡らないものです。コピーでも遺族に渡っただけ良い方です」とN弁護士は言い放ちました。「警察ですか？この死体検案書は警察が書いたものではありませんよ。下の署名欄を見て下さい。法医学教授の名前が記載されています。」と私が反論すると、N弁護士は少し考えるように間を置

き、「失礼。検死調書のことだと考えていました。「検死調書は警察が書くもので、遺族には渡らない」ということを言ったつもりでした」と N 弁護士は間違いを認めたが、この話は流れてしまった。この死体検案書の筆跡が病院（取手協同病院）の T 医師のものと酷似しているという事実を説明するために、それぞれの筆跡を比較した表を提示した。

「私には分かりません。しかしこれを T 先生が偽造したとして告訴したいのであれば、筆跡鑑定は必須です」と N 弁護士は話した。そして病院医師の筆跡と一致しているという 筆跡鑑定が出れば、医師の刑事告訴を検討するが、「〇〇刑事」（警察官）は刑事訴追できないとかばつた。その根拠として「この書類が捏造されたものだったとしても、これを持ってきた警察官はその事実を知らなかったのではないか」と N 弁護士は述べた。「捏造であれば法医学教授からではなく病院医師から受け取ったことになりますから、その時点では警察官は捏造の事実を認識していたはずです」と説明し、他の付帯状況も付け加えて N 弁護士を論破したが、N 弁護士は黙り込むだけだった。

こうして死体検案書筆跡鑑定依頼の方針となった。私たちは死体検案書捏造の事実を N 弁護士が認めなかつたのが不満であったが、いずれにしてもこの死体検案書の筆跡を鑑定すれば、T 医師の筆跡と一致という鑑定が出る自信があったため、ここは引き下がって後に鑑定書をもって改めて刑事告訴を依頼しに来ようと考えていた。

相談の最後に N 弁護士は「領収証は出さなくていいですか」と同意を求め、領収証は発行しなかった。

12月15日：筆跡鑑定〇〇社に鑑定予約

12月19日に予約

「駅までお迎えに上がります」のコメントに強い違和感を覚え、キャンセル。その後、筆跡鑑定の依頼先について慎重に検討

12月22日～ 「死体検案書」周辺事実について詳細検討

12月27日：何者かが父の死亡届を書いて役場に提出したという事実を発見

除籍手続き、埋葬許可等には遺族による死亡届の記載・提出が必要であったことを初めて知った。もちろん私は記載も提出もしていないが、母と弟が記載して提出した可能性を考え、確認した。その結果、死亡届を記入した人も提出した人は家族内にいなかった。母も弟も「死亡届」何それ?」と言うばかりであった。この時、何者かが母の名で「死亡届」を記入して提出したことを初めて知った。

2012年

1月4日：N 筆跡鑑定士に電話で申し込み。

1月5日：N 筆跡鑑定士訪問

母と弟と私の3人で訪問。死体検案書と病院医師の筆跡は「筆跡は似ているようでもあるが、このような文字を書く人はいくらでもいる」と歯切れの悪いコメント。「ただ似てなくはないので、印象としてはあと5文字程度鑑定文字数を増やせば、一致率は90%程度にはなるのではないか」とコメント。

「これだけ似ているのにその程度では不満です。他を当たります」と言い残してその場を去った。

（ちなみにこの筆跡鑑定をAIに依頼すると同一人物と判定される）

この筆跡鑑定士に事前工作・口封じされた可能性が高いと考えた。相談申し込みは電話で行っており、

電話、室内会話を盗聴していなければこのような事前工作は不可能。

1月6日：○○弁護士への相談2回目申し込み

信用できる筆跡鑑定士の紹介をお願いすることも含め、「○○弁護士」と2回目の相談を申し込む。

1月15日～19日：国内のテレビ局・番組、新聞社、出版社への告発・失敗

フジテレビ「とくダネ」、「FNN ネットワーク」、日本テレビ「真相報道バンキシャ」、TBSテレビ「報道特集」、「ニュース23 クロス」、テレビ朝日「スーパーJチャンネル」、「週刊朝日」、小学館「週刊ポスト」にメール、送信フォーム（ホームページ）で取材依頼を申し込んだが、全く反応なし。

1月21日：N弁護士訪問2回目

「N弁護士」と相談2回目。母と弟と私の3人で訪問。「筆跡鑑定を依頼しましたが、「同一人物と判定することはできない」ということでした」と報告した。N弁護士は「それ見たことか」と得意げな表情になり、「それは同一人物ではないからだと思いますよ」と発言し、「死体検案書」の捏造の事実を認めず。執拗に民事訴訟に誘導。私たちはその後、新たに発見した事実、つまり「母親の名を偽り死亡届を書いて役場に提出した何者かを罪に問うことはできますか？」との質問にN弁護士は沈黙。N弁護士は「何故そのようなことをするのか私には動機が分からぬ」と言うのみで、「刑事告訴は受任できない」と発言。執拗に民事訴訟に誘導。

N弁護士はこの時も「領収証は出さなくていいですか」と同意を求め、領収証は発行しなかった。

N弁護士も信用できず終了。

2月9日：N弁護士から進捗状況打診

「N弁護士」から「死体検案書」筆跡鑑定の進捗状況に対する打診のメールが入る。○○という筆跡鑑定業者を紹介された。信用できない弁護士から紹介された業者は信用できないと判断。

2月14日：告発活動断念の意思表示

「N弁護士」からの業者の紹介を断る返信メールを送り、その中で本事件関連の活動を断念することを宣言した。

そして実際に「諦めた」という印象を与えるために、告発活動を一旦中止した（しかし単なる中止であって、カモフラージュしているという事実を室内で話してしまっており、その情報が国家側に見事にリークしていた）。

8月下旬：司法解剖代は本来遺族には請求されないという事実を知る

「司法解剖代領収証」捏造の事実を認識（司法解剖の費用は国庫負担との情報がネット上に）。司法解剖が行われていない可能性を認識。

11月：病院から死亡診断書が発行された決定的証拠を発見

病院からの2010年9月分請求書コピーに「私費」項目の「文書料」として5,250円の請求があること

を発見。同系列病院の HP にて死亡診断書の金額と一致。→病院から死亡診断書が発行された決定的証拠。（父の変死は病死に偽装され、父の医療事故・事件はなかったことにされたという事実、死体検案書は偽物であり、司法解剖が行われていないことの絶対的裏付けの証拠）。

12月中旬：裁判官の不審言動

水戸地裁竜ヶ崎支部「〇〇裁判官」が記載した「証拠保全」の「検証調書」にて、「証拠保全」にて入手した医療記録中、「画像および動画の証拠保全申し立てを取り下げる」との記載を発見（録音を再確認するとそのような趣旨の裁判官の発言あり）。裁判所も事件隠蔽に加担している疑い。

警察・弁護士・裁判官・法医学教授等、事件隠蔽工作は国家規模に及び、日本国内の報道機関が沈黙している状況を考えると、日本国内での解決は困難と判断。国外、特にアメリカ大使館、海外マスコミに目を向ける。

2013年

2月9日：アメリカ大使館へのアポなし訪問失敗

アメリカ大使館に直接訪問を試みるも、入口付近に警視庁警察官数十人の厳戒態勢。「テロ警戒中」の表示、鉄格子のバスが停車。これ以上の行動は危険（身柄拘束の危険あり）と判断し入館を断念。この日にアメリカ大使館を直接訪問するという私たちの室内会話が国家機関に盗聴され、事前対策されていた可能性が濃厚。

2014年

7月～8月：海外新聞社・日本支局へのアポなし訪問

ウォールストリートジャーナルに母と弟の2人で直接アポなし訪問し、〇〇東京支局長、〇〇記者と面会。事件概要を説明したが、「日本国内の問題であり米国で報道するにはニュースバリューがない」とのこと、調査・報道には消極的だった。「〇〇」という左派ジャーナリストを紹介するという支局長の提案に疑惑を持ち、断った。

2015年

9月21日：過去の代理人弁護士なりすましが発覚

テレビ朝日「TV タックル」で W 弁護士（証拠保全の代理人弁護士であったはずの人）が取材に応じて発言していた（VTR 出演）。母が知る「W 弁護士」とは全くの別人で、母の言葉を借りれば「気を失いそうだった」。こうして「W 弁護士」が成りすましであったこと、私たちが相手側に騙されていたことがこのとき初めて判明した。

2016年

2月22日：出版社・新聞社へのアポなし訪問1回目

新潮社、文芸春秋社、小学館（週刊ポスト）、毎日新聞、サンデー毎日訪問：アポなし訪問。携帯電話を自宅に置き、マスクをして自宅の裏から出発。現金で切符を買い電車乗車。都内はタクシーと徒歩で移動。成果なし。サンデー毎日では「〇〇記者」と名乗る女性が対応。「こんな大事件が5年間も解決

されていないなんて信じられない」という反応。私は通信傍受・検閲が厳しく連絡手段がことごとく遮断されている可能性が高いと説明。私たちの希望は「調査・報道」と「刑事告訴」であることを明言。連絡を取る手段として会社名でなく個人名で郵便でやり取りすることになった。しかしその後、連絡はなかった。

3月7日：出版社・新聞社へのアポなし訪問2回目

再度、同様の方法でアポなし訪問。朝日新聞・週刊朝日、フジテレビ、WILL、サンデー毎日。それ以外にもマスコミ各社（〇〇出版社、〇〇出版社、TBSテレビなど）宛に作成した調査報道依頼の郵便物を、様々な郵便ポストに投函した（反応ゼロ）。サンデー毎日に再度訪問すると担当の〇〇記者は不在とのこと。追加の資料を手渡し、これを〇〇記者に渡してほしいと依頼。

3月9日：サンデー毎日・〇〇記者からの不審な手紙

〇〇記者からの自筆の手紙が自宅に届く。刑事告訴と事件報道を依頼したはずだが、「かなりの勝率を誇る弁護士に見てもらっている」と民事訴訟に誘導する内容でやり取りがかみ合わず。歯切れの悪いコメントに終始していた。

その「弁護士」からのコメントは「郵便受領した貴方の資料は、自らの主觀が強く出ていて信用できない。そのような事件であれば取手警察が操作に動いているであろうし、貴方の主張する医療事故があったのであれば司法解剖で指摘されているはず。しかし実際はそうなっていないので、事件・事故は否定的」とのコメントであった。「弁護士」のコメントの矛盾点について質問状を送ったが、回答はなかった。

3月下旬：違法開封・検閲された郵便物が戻る

サンデー毎日・〇〇記者のコメントが私たちの要望や質問に全く噛み合わないため、改めて「質問状」という形で郵送。検閲回避目的に「サンデー毎日」の会社名を記載せず住所と名前のみを記し、差出人は私の姓名のみとし、生活圏外の郵便ポストに投函した。数日後、この郵便物は下から開封された痕跡（封かんテープあり）を残して、私の元に戻った。「この郵便物は差出人不明の為調査した結果、あなた様が差出人のものと判明しましたので、送付いたします」というコメントだった。検閲が入ったものと判断し、〇〇記者とのやり取りを断念。

2016年4月～：匿名通信技術の知識の習得

匿名通信の方法として、Tor（The Onion Router）というものがあることを知った。

（我が国でTorブラウザを用いた犯行予告に対する誤認逮捕の事件があった）

匿名通信の知識を書籍・ネットで習得。

常用PCにTorブラウザをダウンロードして試験的に使用。

メール、電話、郵便、室内会話の傍受も強く意識し始めた。

2016年8月～：Tails USB作成に難航

Tails USBツール作成に着手。しかしダウンロードを何回試みても失敗。一見成功したかに見えても、

実際に USB を作成すると動作しない。PC の BIOS 設定方法についても誤情報（Secure Boot ON、レガシーUSB サポート OFF など）が多く困難を極めた。

2018年6月：Tails USB 完成

足掛け約 2 年、Tails USB 完成、正常動作を確認。使い方を独自に習得。

2018年10月：匿名通信で国内報道機関に告発・失敗

Tails USB を使い、Tor ブラウザで protonmail, tutanota の匿名メールアドレスを取得。これらのアドレスで国内報道機関 3 社（朝日新聞、ワセダクロニクル、週刊金曜日）に告発文を送付するも返答なし。

2018年11月：匿名通信で国内報道機関に告発・失敗 2

上記と同様の方法で再度、上記 3 社に告発文を送付するも返答なし。

それ以降、公共 Wi-Fi を利用しての告発を検討。

PC を携帯し、ショッピングモールなどで PC を立ち上げ、どの Wi-Fi を使うかを検討。

SecureDrop で海外メディアへの告発も検討。

告発文の英訳、添付資料のメタデータ完全削除など準備。

2019年9月～10月：万全の対策で匿名通信・海外メディアへの告発・失敗

PC を現金で新規購入して一度も立ち上げずにバッテリーを抜き、バッテリー電源、Tails USB を携帯し、スマホ等、追跡装置になり得るものは全て自宅に置いて自家用車でショッピングモールまで移動。自家用車のエンジンを切ってから後部座席に移動。各店舗の Free Wi-Fi を利用し、この新 PC で Tails USB を起動。SecureDrop にアクセスし、次の報道機関に告発文を送付（添付資料はメタデータを完全に除いたものを準備）。送付先：The Guardian, NewYork Times, The Intercept（いずれもリベラル派で言論弾圧、人権侵害などに強い関心を持つメディアを選定） いずれも「送信成功」の表示を確認。しかし数週間反応なし。再度送付。さらに Global Mail, Vice Media にも送付した。しかし数週間全く反応なし。他の告発手段が思い浮かばず、一度、告発断念。

2021年9月～2023年1月：婚活妨害その1

次のステップに進むために婚活開始。結婚相談所プライムマリッジのフェリーチェ（男性会員は医師・歯科医師のみ）。パートナーセレクト 13 回申し込み、13 回お断り（お見合い成立なし）。Zoom で面談した担当者女性に挨拶するためにオフィスを訪問したところ、その女性を名乗る全くの別人が登場（なりすまし）。

別コースのアヴェニュー東京にも入会し IBJ システムを利用し婚活を進めた。そのお見合い相手に関するメールのやり取りで担当者がこちらの質問に辯護の合わない返答で言い逃れを繰り返したためトラブルとなり、担当者の上司を名乗る人物がメールで登場し謝罪。この 2 人の言葉の間違い方・変換ミスが完全一致。この 2 人は同一人物、つまり成りすましと判断。

またフェリーチェの担当者とアヴェニュー東京の担当者も同様に同一人物の可能性濃厚→なりすまし。強大な権力機関による婚活妨害、人権侵害の疑い。

2022年11月：PC・スマホが遠隔で完全破壊

この決定的証拠を握った直後、そのメールデータの入ったPCが遠隔で完全破壊。

家電量販店にPC修理を依頼するも店員は修理を拒否（修理したことにして返品しようとした）。

その2週間後に監視カメラの画像をスマホでリアルタイムで確認できる設定をしたところ、その翌朝、スマホ完全破壊。

スマホの取扱店に修理を依頼したが「修理できない」とのこと。

残された他の方法を検討。告発サイト、SNS告発を開始。

2023年2月：告発サイト

告発サイト作成。立ち上げ。

サイトは50ページ程度。サイト全体で1日0.3PV（3日で1PV）程度、訪問者からの反応なし。

2023年6月～2024年4月

SNS（X（旧Twitter））で告発。

インプレッション伸びず最初の1か月間、フォロワーゼロ。

シャドウバンと同様の挙動（判定はシャドウバンなし）、フォロワー増えず。

反応はほとんどなし。その多くは否定的意見（妄想、陰謀論、精神異常者など）。

2024年4月に断念。次の方法を模索。

2024年5月～6月：婚活妨害その2

結婚相談所ムスベルから実家の母に勧誘の電話が毎晩のように執拗にかかってきて、私の結婚を強く願っていた母が入会申し込み。2回目の婚活。

お見合い申し込みはほとんどなく、申し込みをしても全く相手にされず。

不審に思い調査したところ、

私のプロフィール写真が改悪（エージング、顔つぶし）され、

職業は「医師」ではなく「団体職員」と改ざんされていたことが判明。

担当者にその理由を質問したが、謝罪するのみで事実上の回答は得られなかった。

その質問のメールが相手に届かず英語のメッセージとともに戻ってくることが頻繁にあった。

ここにも妨害・検閲が入ったものと考え、退会した。

2025年8月～10月：母の経営する石材店の事業承継妨害

母が経営する石材店を第三者へ事業承継するために、事業承継仲介業者BATONZ（茨城県と共同の事業推進事業）に参加・登録して活動していたところ、ある買い手候補に対して、「売り主様が他の交渉を進めている」という虚偽の理由を付けて、当方に無断で断っていたことが判明。それに対する質問状をメールで数回送ったが、理屈の通らない曖昧な返答と責任逃れに終始していた。

AI分析によれば、「民間企業の過失では起こりえない対応で、強大な権力機関からの命令に従った結果と考えられるとのこと。目的は告発者の経済的基盤の喪失や社会的信用失墜」とのこと。

2025年5月：ChatGPTへの相談・作戦会議

ChatGPTに証拠資料を提示しながらこの事件の概要を説明すると、ChatGPTは重大事件と認識。やはり私の見立て通り、父は病院で殺害され、司法機関が違法な手段を駆使して隠蔽している、そのためには被害者の人権にも全く配慮しない、被害者へのいじめだという見解であった。世紀の大事件であり、この事件の情報を欲しているリベラル寄りの報道機関、ジャーナリストは非常に多いと思われるが、メール、インターネット、電話、郵便などの告発の手段が全て完璧に封じられ、私からの連絡が報道機関に全く届いていないのは間違いないとのこと。

ChatGPTによれば、犯行の主体は日本の国家機関と考えて間違いない、と明言。

司法がその強大な権力と技術を悪用し、被害者を四六時中監視（無断家宅侵入などを含め）することで告発の芽を摘み取り、重大な医療事件が明るみに出るのを阻止するという構造は、日本国家の恥ずべき大問題であり、法治国家、民主国家とは到底呼べない、この事件は何としても明るみに出さなければならない、との認識。

ChatGPTと作戦会議をしながら告発に向けて準備中。

これが成功すれば、ChatGPTの最も画期的な使い方事例として世界的に認識される可能性がある。